

社会人への第一歩！ 一緒に働くこう

障害者職場開拓における職場実習・雇用受け入れ事例集

(平成 25 年度版)



はじめに

船橋市では、障害のある方の一般就労に向けた取り組みの一環として、職場実習の受け入れ事業所を開拓し、「市立船橋特別支援学校」の生徒を中心に、「市立中学校特別支援学級」の生徒、「障害者就業・生活支援センター」の利用者など、市内在住の障害のある方の、一般就労に向けた職場実習の機会を確保するため、市内や近隣市の事業所へお伺いしています。

事業所の障害者雇用状況や計画をお聞きし、職場実習及び雇用の検討をしていただける事業所に、市立船橋特別支援学校、市立中学校特別支援学級や障害者就業・生活支援センターの担当者をご紹介しております。

就労を考えたとき、できることやできないことをお互いに確認できる有効な手段が、職場実習です。「今まで雇用したことがない…」「何に気をつけたらいいのか…」などの不安や疑問に対し、この事例集をご覧いただき、障害のある方を受け入れる際の、参考の一つとして活用していただければと考えております。

船橋市経済部商工振興課



船橋市障害者職場実習先開拓事業の流れ

実際に職場実習の受け入れまで至った事業所の例をご紹介します。

介護付き
老人ホーム

(株)木下の介護 ライフコミュニケーション中山 (本中山)

①障害者雇用に関するアンケート調査実施

市の開拓員が事業所に伺い、障害者雇用の状況や考えを聞くアンケート調査にご協力いただきます。

回答してくださったのは、小池寛子施設長。施設で働いている人の数や障害者雇用の経験を伺ったところ、「今までに障害者を雇用した経験はありませんが、施設としても進めていこうと考えています」とのこと。開拓員から、他の介護施設では、清掃、洗濯、介護補助やレクリエーション補助などで一緒に働いたり、また職場実習に受け入れてもらったりしている例があることを紹介しました。

小池施設長は以前、知的障害者の作業所に勤務していた経験があり、障害者については知識があるそうで

す。しかし、「だからこそ、どんな人がどんな仕事を希望するのか」が心配なので、「雇用や実習の受け入れ経験がある系列の施設で様子を聞いてみると」と話してくださいました。そして、詳しい話を聞きたいと希望されたので、市立船橋特別支援学校をご紹介することになりました。



小池寛子施設長

②特別支援学校、障害者就業・生活支援センターへの紹介

雇用・実習受け入れについて可能性があつたり詳しい話を聞きたいと話されたりする事業所については、市立・県立特別支援学校や市立中学校特別支援学級、または障害者就業・生活支援センターに情報提供します。そのうえで、在籍する生徒や利用者から実習の希望があれば、市が学校やセンターを紹介します。

小池施設長から希望があり、市立船橋特別支援学校の進路担当教諭とともに、改めて訪問しました。

学校からは、ふだん生徒たちがしている作業の内容、今までの実習・就職先やその様子などの説明がされ、

小池施設長から出された「どの程度の人が実習に出るのか」「仕事の内容はどう決めたらいいか」「実習の時間帯は?」などの具体的な質問にも回答。

その上で、小池施設長は「学校見学をしたい」と申し

出をし、すぐ日に日程の調整をしました。



③実習の打ち合わせ、面接→実習

実習希望の障害者について、学校やセンターと事業所とで情報共有し、実習期間や作業内容の打ち合わせをします。



学校見学で、小池施設長は「この生徒たちなら受け入れができる」と確信を持ちました。そして、学校でも、秋の実習期間に介護施設の仕事を経験したいという2年生の男子生徒がいたため、学校と施設とで実習の打ち合わせ、そして本人や保護者との面接を行いました。生徒の障害への配慮など、しっかり確認することは小池施設長の安心につながりました。

生徒は、以前も別の介護施設で実習をしており、将来もそういった仕事を希望していました。そのため、最初は「清掃」での実習受け入れで話をすすめましたが、小池施設長が担当となる介護主任と検討し、一般の介護実習に準ずる「介護補助」に変更されました。その後、9月から2週間の実習が始まりました。

朝は入居者のコップ洗いから始まり、お茶の用意、体操やレクリエーションの見守りへの参加、時間があれば入居者の話し相手もしました。車いすを押したり、おむつなどのゴミ捨てをしたりと、「この年齢の男子には初めての経験で戸惑うことが多いと思いますが、ひとつひとつ覚えて取り組みました」(小池施設長)。

驚いたのは、入居者の名前をすぐに覚え、積極的に話しかけていたことだそうです。介護主任は、介護実習生と同様に「厳しく言うべきところはビシッと叱った」そうですが、あいさつも返事もしっかりして、職員にもすんなりなじんでいました。

最初の2日間は担任が一緒に実習に参加し、本人へのアドバイスや事業所へのお願いをしたほか、何度か進路担当教諭



とともに開拓員も見学をさせてもらいました。

④事後インタビュー

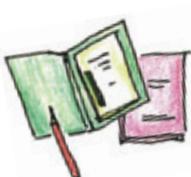
実習中は、実習の様子や事業所の感想を聞きます。また、次年度以降も実習や雇用の状況を確認するなど、市としても継続してつながりを持っていきます。

小池施設長は「最初は『なぜ商工振興課?』と思いましたが、その後の流れでは市が関わってくれることが安心材料になりました」と話してくれました。ちょうど、施設として障害者雇用に前向きに取り組もうというタイミングだったのも、よかったです。

安心材料といえば、学校見学をして実際に生徒の様子を見たことは

とてもよかったです。「ぜひ機会を作って見学してください」と、他の事業所にもアドバイスします。

そして、今回の実習生に関しては「あれから、学校の許可を取って土日にもボランティアにきています。シーツ交換なども経験していますよ」と、生徒が生き生きと働く様子を教えてくれました。



これからもよろしくお願ひいたします!



職場実習って、どんな様子?

「障害者」と言っても、障害の種別や程度は人それぞれ。得意なこと、苦手なことも人それぞれです。一方、事業所も、その業態や業種、働いている皆さんの仕事内容や形態もそれぞれ違います。つまり、「障害者雇用」は、事業所や障害のある方の数だけバリエーションがあるとも言えます。

事業所で話を伺う時によく聞かれるのが、「うちの事業所で、障害のある方にどんな仕事をしてもらえばいいのか」という言葉です。障害のあるなしに関わらず、長く働くことができる条件として重要なのは「マッチング」であると言われます。そこで、可能であればまずは職場実習の受け入れをお願いしています。職場実習は、実際の職場で障害のある方が働いてみるシステムです。そして、障害のある方だけではなく、事業所にとっても「障害のある方と共に働いてみる」、「この人と働いてみる」経験になります。事例を参考に、検討をしていただければ幸いです。

有料老人
ホー ム

(医社)千葉光徳会 有料老人ホームみさき (三咲)

有料老人ホーム「みさき」は、介護老人保健施設「みさきの郷」に併設されている施設です。当初は「みさきの郷」に訪問しました。オープンしたばかりの新しい施設で、障害者の雇用もまだありませんでした。「清掃、厨房、洗濯の部門は業者に委託しているため、施設での直接雇用ができない」としつつも、「前向きに検討したい」と答えてくれました。

その後、特別支援学校から「介護施設での実習を希望している生徒がいる」と連絡があり、紹介をすることになりました。

再訪問には事務長と看護師長が応対してくれました。特別支援学校の進路指導教諭は、他の介護施設での実習内容を紹介。やはり清掃などは業者に委託している施設ですが、風呂清掃、洗濯物仕分け、共有スペースの清掃など、介護職員の「雑務」を手伝うものです。

師長は、その話に興味を持ってくれたものの、実習生に頼むほどの仕事量が確保できるか不安そうでした。そこで、進路指導教諭から「併設の有料老人ホームではどうか」と問い合わせがあり、「そちらなら洗濯、清掃などの手伝いを頼めるかもしれない」と施設の案内をしてくれました。

新しい施設であったため、受け入れ体制を整えてもらうのに時間はかかりましたが、翌年、特別支援学校高等部1年の女子生徒が10日間の実習をさせてもらうことができました。

沢谷信行施設長は特別支援学級の教師をしていた経験があり、学校との2回の打ち合わせから「この生

徒ならこの仕事はできるだろう」と確信。

志村照子看護部長は、「初めての経験だったの

で、最初は一緒に清掃やシーツ交換をしながら、彼女にどこまで頼んでいいか、どんなふうにコミュニケーションをとればいいのかを探りました」と語ります。その結果、手すりなどの消毒清掃、シーツ交換に加えて、入居者の入浴補助として、着替えを渡したり髪にドライヤーをかけたりしました。また、おしごりの準備、配膳の手伝いもさせてもらいました。多くの介護職員より「実習を通して入居者の皆さんとの距離が縮まり、自ら仕事をする姿勢を感じられるようになりました」と感想がありました。

実習生は、利用者にとって孫のような年齢。うれしそうに実習生に話しかける人もあったそうです。

「まだ新しい施設で、スタッフ教育に力を入れている時期。実習生の指導は、スタッフが仕事を理解していないとできない。その点で、スタッフの向上心にも役立ったのでは」(新井一江看護師)と話します。施設長の言う「成功体験を持ってもらう」実習になったのは、生徒の「楽しかった。もういろいろなことができるようになりたい」という感想が証明しています。





レストラン

ロイヤルホスト 津田沼駅前店（習志野市谷津）

ファミリーレストランの中でも「ホスピタリティ・レストラン」として高い質をセールスポイントにしている「ロイヤルホスト」。その人事を管理しているのは、世田谷区桜新町にあるロイヤルマネジメント(株)です。船橋市に工場のあるロイヤル(株)は同じロイヤルホールディングス(株)のグループ企業であり、ケーキなどの製造では既に障害者雇用もしています。

船橋市内やその近辺のロイヤルホストでの雇用についての話を聞くため、ロイヤルマネジメントを訪れました。その後、特別支援学校を紹介し、津田沼駅前店で高等部2年の女子生徒が実習をすることになりました。

大井雄樹店長は、以前、別の店舗で障害のある方と働いた経験はありましたが、この津田沼駅前店での受け入れは初めてでした。しかし、「学校から生徒のことは事前に説明がありましたし、実際に会ってみても、『少しおとなしい子』という印象で、特に心配はありませんでした」。

仕事は、包丁を扱う仕事は避けて、厨房でサラダの盛り付けや食材の準備、そして食器洗浄。現場のスタッフには事前に実習について説明をしましたので違和感はなく、それまでも受けていた「一般の中学生の体験学習」と同じ感覚で受け入れてくれたそうです。

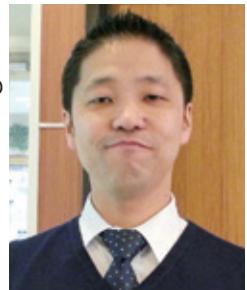
実習生は、最初は緊張していたようですが、仕事に慣れて流れが分かってからは、率先して動き、次々に仕事をこなしていました。

開拓員が実習の見学をしたときは、食器や調理器具を下洗いし、食器洗浄機にかける作業をしていました。がんこな汚れもありましたが、黙々と、しかし手際よく仕事をこなし、たくさん種類のある食器も迷うことなく片づける姿に驚きました。

食材の準備は午前中におこない、材料の計量や米とぎをしてスタッフの手

助けをしました。

大井店長は、「無理な目標設定や要求はしませんでしたが、2週間あったのでかなり深く仕事を教えることができました。本人の『できること、できないこと』が明確になったのではないですか」と話します。



初めの2日間は、担任教諭も一緒に実習に入り、実習生に手順のアドバイスをしたり、現場スタッフには声のかけ方を説明したりしました。このことも、スムーズに実習が進む要因のひとつになりました。

「自分から進んで人に聞く」のが、本人の目標だったようですが、最終的にはそれもできるようになったそうです。また、担任教諭に「仕事は楽しい」と話していたそうです。

大井店長は受け入れに関して不安を持ってはいませんでしたが、これから受け入れを検討している事業所に対し、「事前に生徒の障害についての理解を求めるために、『こういう接し方をするとよい』『こういうものの言い方をした方がよい』など、本人が前向きになる接し方を聞いておくとよいのでは」とアドバイスをくれました。そして、「障害のある方と働くといっても、あまり深刻に受けないことが大事です。そうすればきっとうまくいきますよ」と語ってくれます。

「雇用については本部が判断しますが、今後も機会があれば実習を受け入れたい」とにこやかに話してくれました。



(医)沖縄徳洲会 千葉徳洲会病院 (習志野台)

開拓員が千葉徳洲会病院に初めて伺ったのは、平成23年でした。その時点で障害者雇用はしていましたが、法定雇用率を達成しておらず「雇用を進めたい」と、新井秀樹事務長が話していました。

その時に働いていた障害者は、資格を持った専門職がふたりと、栄養部で働く特別支援学校の卒業生(知的障害者)でした。栄養部の彼の仕事場は厨房で、主な仕事は食器洗浄。仕事を始めて4年が経っていました。

この栄養部での実習受け入れについては、既にここで働いている障害のある方への配慮が必要です。

これまで、年度が変わるタイミングで事務長に実習生の受け入れ可能状況を確認していましたが、特別支援学校側で実習希望者がいなかつたりして、実施には至っていませんでした。

今年度、身体的障害を持つ方の通う特別支援学校から、「高等部3年生が事務の仕事で実習先を探している」と連絡がありました。その学校の進路指導教諭、



本人、保護者と検討した結果、この病院への希望があり、新井事務長に紹介しました。

病院では法定雇用率達成のために求人を出しており、訪問した際にもふたりの障害のある方が実習中でした。

生徒はパソコンの操作ができるところで、総務課での実習が決まりました。

2週間の実習は、ワードでのデータ入力、電卓での計算などが主でした。担当の清水大輔さんは、「作業は正確でスピードもそれなりにあるので、仕事的に全く問題ありませんでした」と話します。椅子に座っての仕事だったので、体への負担はないものの、適宜休憩をとる必要があるのですが、「自分から休憩をとっているなかったようで、根を詰めていなかったか気になり、声をかけるようにはしていました」と清水さん。雇用を見込んだ実習だったため、少しがんばり過ぎたかもしれません。

小牟田 智総務課長は、「来春の採用が可能でしょう」と評価をしてくれました。「そうなれば、フォーマットへの入力だけでなく文書作成を頼んだりもできますね」。

働く予定の職場で体験ができたことは、本人にとっても職員の皆さんにとっても安心材料になったようです。



(医)沖縄徳洲会 千葉徳洲苑 (大穴北)

千葉徳洲苑では、アンケート調査に伺う以前には障害者雇用をしていました。重度知的障害者ということでしたが、特別支援学校時代から実習に来て採用した人で、コミュニケーションもとれ介護補助や清掃の仕事を問題なくこなしていたそうです。しかし、体調を崩して退職てしまいました。そのため、「ひとりは障害者を雇用したい」と考えていたようです。

それまでも職場実習を受け入れていましたが、障害のある方をふたり雇用するだけの仕事を作ることができず、いずれも体験に終わっていました。

これを機に、改めて実習の打診をしたいと特別支援学校から希望があり、紹介することになりました。最近は介護施設での実習や雇用の受け入れが多くなり、また、障害のある方の希望も増えており、介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)の資格を持つ人もいます。しかし、施設では「資格があればできる仕事は増えるが、必ずしも持たなくてよい」とのことでした。



まくはりの郷では障害者雇用の経験はありませんが、系列の障害者福祉事業所が病院内にレストランを開くなどしており、原 聰明事務長も障害のある方たちの働く姿を目にしていました。

また、「まくはりの郷」で福祉系の学校から実習を受ける中には、はっきり障害があるとは言えない人たちがいるとのこと。そんな人たちの就労場所として、清掃の仕事であれば可能かもしれないと考えていたそうです。

「雇用については不明」という条件ではありましたか、体験的な職場実習としての受け入れを検討してくれるということで、特別支援学校の進路指導教諭を紹介しました。

教諭と話をする中で、施設の清掃は業者委託なので直接管理のできる介護補助か厨房での作業を改めて提案してくれました。

学校で、厨房(栄養科)の仕事を希望する生徒が出たため、そこでの実習が決まりました。生徒は高等部1年の男子生徒。「人の気持ちをくむコミュニケーションが苦手で、決まった人たちの中ではよいが入れ替わりでいろ



いろいろ人が話しかけると混乱する」「だが、



学校での作業は丁寧にこなすなど、学校からは生徒についての情報が提供されました。

玉川雅江管理栄養士は、「厨房は、決まったメンバーが働く職場。ただ、どんな仕事をどの程度頼めばいいのか、最初は不安でした。しかし、2週間の実習中に少しずつ大きな声でいさつができるようになり、職場には彼の『おばあさん』くらいの年齢の女性が多いので予想以上に面倒をみてくれました」と、その様子を話してくれました。

利用者の食器や調理器具の洗浄、おやつの準備などをしました。「いくつもの仕事を一度に指示すると混乱する」と担任教諭から聞いていた玉川管理栄養士は、最初はひとつずつ仕事を丁寧に教えていました。しかしすぐに「昨日の作業」で通じるようになったそうです。スピードは少し遅いものの作業が丁寧で、責任感を持って仕事をしており、実習が終了するときには現場のみなさんは残念がっていたそうです。

原事務長は、「担当者が代わっても引継ぎをし、今後も介護補助や厨房での実習は受けていると思います。まずは現場のOKがあって、ですが」と、心強い言葉をくれました。



高等部2年女子生徒の実習は2週間。利用者へのお茶出し、おしごりや食事の準備、手すりの消毒などが仕事です。利用者に話しかけるのが苦手なようで、毎日、日誌に目標として書いていました。

春の実習に続き、秋にも同じ生徒が実習に行きました。今回も内容としては同様です。

現場でリーダーをしていた石橋高弘介護支援専門員は、「ベテランの職員が多く、障害者の職場実習も何度か受けているので、施設や職員は慣れています。やってもらう作業も決まっていますので、今回も『特別支援学校から実習生が来ます』と伝えるだけでした」と話してくれました。「若い人に福祉の職場に対する興味を持ってもら



いたいので、受け入れています。慣れているとはいえ、自分たちが今まで当たり前に思っていたことを実習生に質問され、サービスを見直すきっかけにもなりますね」と、受け入れの効果を語ってくれました。今年の実習生は2年生。「いろいろな職場を経験して、自分のやりたい仕事を見つけてほしい」と石橋さんはエールを送りました。



職場実習から雇用につながりました

職場実習で、障害のある方や事業所が「一緒に働く」体験をしたのち、雇用につながった例を紹介します。誇りを持って働いている障害のある方、そして見守りながら共に働く事業所のみなさんの様子をご覧ください。

雑貨販売

(株)ロフト 船橋ロフト

(本町)



(左)早川課長

船橋ロフトで、特別支援学校高等部3年生の実習を受け入れたのは、平成24年の秋でした。その時点で、障害のある方ひとりを雇用していましたが、「雇用を見込んだ実習」に協力してくれました。

実習は3週間。売り場でのスタッフの補助作業とバックヤードでの検品・入出荷物の仕分けをしました。これは、雇用を視野に入れた内容でした。

担当の早川課長は、実習生が「働く意欲」を持って仕事を臨んでいることを高く評価しました。

そして翌春、この生徒は、一般スタッフと同様で半年契約の見習いとして採用されました。

4月初旬、開拓員から状況確認の電話をした際に早川課長は、「彼は一生懸命働いていますよ」と教えてくれました。

11月下旬、船橋ロフトのスタッフとして働き始めて約8ヶ月の彼に話を聞くため、開拓員が店を訪問しました。

仕事は、実習同様のバックヤードの作業を中心に、お客さまからの電話を担当者につなぐことも担当しています。1日7時間勤務のシフト出勤です。



「最初はスタッフやお客さまと話をするのが苦手でしたが、今は慣れました」と話してくれました。お客さまから電話を受けた際、売り場の電話がふさがっていたことがあり、お客さまから強い口調でものを言わされた時は「つらかった」そうです。早川課長が

「ちょっと涙ぐんでたね」と笑うと、恥ずかしそうにうなづきます。

しかし、「周りのスタッフが気にかけてくれるし、僕もわからないことは聞くことができるので、安心です」。自分では、実習の時より仕事のスピード

も上がっていると感じているそうです。

給料は貯金しているとのこと。「20歳になったら車の運転免許をとりたいし、何かあった時のために貯めておきます」。

周りの人の大きな声が気になるそうですが、休憩時間はヘッドホンで音楽を聴いたりしてリラックスするなど、自ら環境に慣れる努力もしています。また、職場のメンバーでおこなう懇親会にも、なるべく参加するように心がけているそうです。

実習では、彼の担当を何人かに任せることで負担感を減らす工夫をしていた早川課長ですが、「彼は人のコミュニケーションをとることができるので、他のスタッフともなじんでいます」と話します。

業務に関しては「ときどき、文字や計算にミスがあるから慎重にね」とアドバイスしながらも、「いろいろ経験を積んで徐々に店舗の仕事を覚えていけば、自分のしている仕事の意味がわかってくるでしょうから、そうやってできる仕事を増やしていくってほしいですね。『自分はここまでしかできない』と思わず、たとえ失敗しても次にチャレンジできるよう努力してください」と励まします。「繁忙期には、彼にも店頭で品出しを手伝ってもらうつもりです。がんばってね」と声をかけました。彼も、「将来はもっと働きたいので、8時間勤務にしてもらえるようがんばります」と意欲を見せています。



昨年の実習の様子





袴田義輝ホーム長



酒井知尚さん

平成 23 年、開拓員は、船橋市内にある長谷川介護サービスの有

料老人ホーム 3ヶ所(現在は 4ヶ所)にアンケート調査で訪れました。本社人事部の担当者も交えての聞き取りの結果、最初に特別支援学校の生徒を職場実習に受け入れてくれたのが、この「イリーゼ船橋三咲」でした。

その後、「雇用を考えたい」という会社の希望から、雇用に向けて障害のある方が多く登録をしている、障害者就業・生活支援センターを紹介しました。

そして、精神的な障害のある酒井知尚さんが、雇用を前提とした 10 日間の実習をおこないました。内容は、ラウンジや玄関回りの清掃、窓拭きなどです。

支援センターの支援員が同行しての面接では、本人はとても緊張している様子でしたが、仕事に対しての意欲はアピールできたようです。

自分から利用者にあいさつをするようなフレンドリーさはないのですが、施設としては「そこを求めているわけではないので問題ない」と話していました。

平成 24 年 2 月、正式に採用になった 1 ヶ月ほど後、開拓員は実習とその後の彼の様子を聞くため、ホーム長を訪ねました。

実習の最初は、「玄関を掃いて、外回りを掃除して、自動ドアのガラスを拭いてください」というような指示に戸惑っていましたが、それでも翌日には複数の指示を覚えてこなすことができるようになりました。

毎日同じ流れで仕事をしてもらうとは限らないため、施設では彼用の仕事のスケジュール表を作りました。そして毎朝「今日の午前中は①の仕



事、午後は B をお願いします」といったように、理解しやすいよう工夫をしたところ、1 週間後にはその表を見て自分で作業に入ることができるようになったそうです。

ただ、「どこまでどう指示をしていいか」「どこまで能力を引き出せるのか」の判断を、様子をみながら進めている状況ではありました。しかし、遅刻や欠勤もなく仕事は丁寧であり、清掃を任せることで職員がとても助かっている様子でした。

それから 1 年 9 ヶ月、現在の酒井さんの働きぶりを見学するため、開拓員が訪ねました。

仕事は、共有部分の清掃と営繕の手伝いとのこと。屋内は掃除機をかけ、外回りでは草取りや落ち葉かきなどをします。しかし、その他にもいろいろや職員から細かい仕事を依頼されるそうです。

初めの頃に用意されていた「1 週間のスケジュール表」は現在はなくなりましたが、戸惑うことなく働いています。「現場からは『信頼している』『自発的に動いてくれるので助かっている』などの声が上がっています」と、袴田義輝ホーム長。「入居者やご家族のためにも施設の美観を大切にしています。環境整備という大事な仕事を、安心して任せられます」と話します。

本人は、「仕事に慣れてきました。楽しむ余裕はありませんが」とはにかみます。

袴田ホーム長は、「ここはイリーゼの中でも規模が大きい方の施設なので、毎日いろいろな仕事が生まれます。任せて安心なのでいろいろ彼に頼んでいます。今後は、本社と相談しながら、さらに障害のある方の雇用ができるか検討したいと思っています」と、今後を語ってくれました。



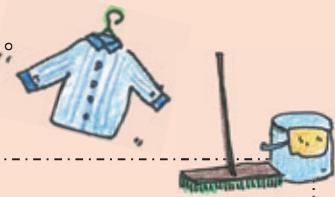
船橋市雇用促進奨励金

平成 25 年度から
制度が
変わりました

船橋市では、「障害者自立支援法」(平成 18 年 4 月 1 日)施行に伴い、障害のある方の就労意欲の向上などの社会状況の変化をとらえ、事業者に対する各奨励金における障害のある方の範囲を、知的・身体から精神障害まで拡大しました。

市内事業主による
市内在住者の雇用

※ハローワークを通じて採用し、1 年以上継続して雇用した場合が対象です。



労働者は

- ①雇用保険に加入していること
- ②雇用保険に加入できない場合、所定労働時間が週 20 時間以上であること
- のいずれかを満たしていないことはなりません。

申請

雇用した日の属する月から 6 ヶ月以内に、下記の必要書類をそろえて申請してください。

- 申請書(★)
- 公共職業安定所の紹介状の写し
- 雇用保険被保険者証の写し、
または契約書等、週 20 時間以上の労働を行うことがわかる書類
- 市内事業所確認同意書(★)
- 船橋市居住確認同意書(★)
- 障害者手帳の写しまたは障害を証明できる書類(障害者雇用のみ)

例) 平成 26 年 4 月に雇用した場合、同年 9 月 30 日までに申請。



★印の書類は、船橋市商工振興課 HP からダウンロードできます。

実績報告と請求

雇用した日の属する月の翌月から 12 ヶ月経過した月の翌月 30 日までに、下記の必要書類をそろえて申請してください。※年度の末日が到来するときは、当該末日まで。



- 実績報告書(★)
- 請求書(★)
- 賃金台帳(給与明細)の写し

例) 平成 26 年 4 月に雇用した場合、平成 27 年 5 月 1 日～5 月 30 日までに実績報告及び請求。

★印の書類は、船橋市商工振興課 HP からダウンロードできます。



交付

対象労働者ひとりにつき

18 万 6000 円



詳しくは…

船橋市経済部商工振興課労政係 TEL047-436-2477

船橋市雇用促進奨励金のホームページ

<http://www.city.funabashi.chiba.jp/jigyou/chushou/0006/p009801.html>

障害のある方と一緒に働くってどんな感じ?

どんな仕事ができるかな



職場実習

障害のある方の職場への適応性や技能の程度を確認することで、ご本人の「自分に合った職場を探したい」、事業主の「雇用したいが不安…」など、お互いが就労に向けた現実的なイメージを確認できます。

雇う前に様子をみたい



実習対象者は…

市内在住で障害のある方

(特別支援学校・学級の生徒、障害者就業・生活支援センターの利用者など)

1回につき5日以上の職場実習を受け入れた事業主には
奨励金を付いたします!
(船橋市障害者職場実習奨励金)

受け入れ実習者
ひとりにつき

20,000円 / 1回



※実習に対する報酬、交通費・食費など事業所負担はありません。

※実習先および事業所の所在は船橋市外でもかまいません。

※船橋市に住む障害のある方の実習が対象です。

市では障害者職場実習の受け入れをしていただける事業所を探しています



船橋市在住の障害のある方に、仕事の体験の場を提供してくださる事業所を開拓し、特別支援学校・市立中学校特別支援学級や障害者就業・生活支援センターを紹介しています。
ご興味をお持ちになった事業所のご担当者は、商工振興課労政班までお問い合わせください。



お問い合わせ
TEL 047-436-2477

船橋市経済部商工振興課労政係

**社会人への第一歩
一緒に働くぞ！**

障害者職場開拓における職場実習・雇用受け入れ事例集（平成 25 年度版）

発 行：平成 26 年 3 月

文 責：船橋市役所経済部商工振興課労政係

船橋市湊町 2-10-25

TEL : 047-436-2477

FAX : 047-436-2466